乗務中の携帯電話・スマートフォン等の
取り扱いに関する規程

高知高陵交通株式会社

第１章　総則

（目的）

第１条　　乗務中の携帯電話、スマートフォン（タブレットを含む。以下「携帯電話等」という。）の取扱要領等に関する社内規程（以下「規程」という。）を定め、道路交通法等の法令遵守および安全運転に関する啓発と指導教育を強化するとともに、乗務中の携帯電話等の使用を防止することを目的とする。

（定義）

第２条　乗務とは、バスの運転並びに添乗業務等でのバス乗務および業務上で自家用車等を運転することをいい、乗務者とは、それを行う者をいう。

２　運転者とは、バス運転手及び業務目的で自家用車等を運転する者をいう。

３　携帯電話等の使用とは、携帯電話等での通話および操作またはその画面を注視することをいう。

第２章　携帯電話等の使用・保管について

（乗務中の携帯電話等の使用禁止）

第３条　運転者は、乗務中に携帯電話等を使用してはならない。

２　ハンズフリー機能を有した携帯電話等で、安全運転に支障をきたさないと認められ、かつ会社がその使用を許可した場合に限り、携帯電話等を使用することができるものとする。この場合、運転者は、携帯電話等を使用することにより乗客等に誤解や不安を招かないよう、必要な説明を行わなければならない。

３　乗務者は、乗務中に携帯電話等を私的な目的で使用してはならない。

（携帯電話等の保管）

第４条　乗務中は、携帯電話等を保管場所（専用ケース、グローブボックスや運転座席背面等、運転席から容易に手が届かない位置）に保管しなければならない。ただし、バスロケーションシステムのために設置される携帯電話等については、この限りでない。

（携帯電話等の使用方法）

第５条　乗務中の運転者が業務目的のために携帯電話等を使用する場合は、休憩地点や待機場所等の安全な場所に車両を停車させたうえで、使用しなければならない。

（営業所等からの連絡及び対応要領）

第６条　営業所等から運転者の携帯電話等に連絡を行う場合は、メールや留守番電話サービスを活用するなど、運転中の運転者と直接通話してはならない。

２　運転者が、携帯電話等で営業所等と連絡する場合は、休憩地点や待機場所等の安全な場所に停車させたうえで行い、運転中に携帯電話等を使用してはならない。

３　運転者以外の乗務者が、バス車内で営業所等との連絡等のために携帯電話等を使用す

る場合は、乗客等から誤解や不安を招かないために必要な説明を行ったうえで、使用しなければならない。

第3章　遵守措置

（点呼時における運行管理者の指導等）

第7条　運行管理者は、点呼時に以下のことを実施しなければならない。

① 携帯電話等の電源がオフまたはマナーモードになっていることを確認すること

② 当規程の遵守について定期的に指示・指導するとともに、当規程に違反した場合には、就業規則に基づき処分が行われることを通告すること

③ その他必要に応じて、乗務中に携帯電話等を使用しないことを運転者に宣言させること

（乗務者相互の確認）

第8条　バス運転手以外の乗務者が乗務する場合は、運転席への携帯電話等の持ち込みがないことをバス運転手および乗務者が相互に確認をしなければならない。

（遵守状況の確認）

第9条　会社は、点呼時等において乗務中の携帯電話等の使用の有無について、定期的に聞き取り確認を行うとともに、使用禁止についての注意を促さなければならない。

2　会社は、ドライブレコーダー装着車についてはドライブレコーダーの画像等を定期的に確認し、乗務中の携帯電話等の使用有無について調査を行う。また、乗客等から苦情等があった場合は、ドライブレコーダーの画像により事実関係を確認し、必要な対応を行わなければならない。

3　会社は、不定期の巡回指導を実施し、乗務中の携帯電話等の使用有無を確認する。

（業務用携帯電話の貸与）

第10条　会社は、運転者との連絡用に通話機能専用の業務用携帯電話等を貸与するよう努めるものとする。

第4章　附則

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃については、取締役会に付議して決定する。

（附則）

第12条　この規程は平成29年8月31日から施行する。